

<総論>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		<p>○ 仕組みが複雑で高額な保険契約に関しては、どこで契約したか、どのように勧誘されたかに関わらず、すべての場合においてクーリング・オフを適用すべき。</p>	<p>○ 保険契約の性質やその申込みの状況等により、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合等の一定の場合をクーリング・オフの対象から除外することも、合理性があるものと考えます。</p> <p>なお、今回の保険業法施行規則の改正により、投資性のある保険商品については、新たに「特定早期解約」の定めを一定の場合に義務付けることとしています。</p>
2		<p>○ 基本的には、改正後の新保険業法施行令第45条第1号から第5号までのすべてが削除されるべきである。</p>	<p>○ 同上</p>
3		<p>○ クーリング・オフ制度は、消費者が被害救済をはかるための最大の権利行使であり、これまでの歴史的な経過を踏まえて現行制度にたどり着いていることから、今回改正が現行のレベルを下げるようなものであってはならない。</p>	<p>○ 今回の改正では、一定の範囲でクーリング・オフが可能な範囲を拡大することとしました。</p>
4		<p>○ 保険販売の場合は申込者に大量の書面が交付されるのでそれに埋没するおそれがあることから、契約者に対し、特定商取引法以上に厳格にクーリング・オフの権利を理解させる必要がある。そのため、クーリング・オフ規定及び特定早期解約規定はいずれも大きな活字で赤字・赤枠で記載した書面を交付し、その受領を確認する署名がなければならぬとすべき。</p>	<p>○ 貴重なご意見として承りました。</p> <p>現行保険業法施行規則第234条第1項第6号は、一時払の保険契約について、クーリング・オフができない旨を説明する書面を受領した確認の署名等を得ずに申込みをさせる行為を禁止しているほか、同規則第240条は、クーリング・オフに関する書面の記載や交付の方法について規定しています。また、クーリング・オフや解約と解約返戻金の有無等については、保険会社向けの総合的な監督指針において「注意喚起情報」の主な記載項目とされています(Ⅱ-3-3-2(2)、Ⅱ-3-3-6(2))。</p> <p>なお、「注意喚起情報」の記載に当たっては、保険会社向けの総合的な監督指針(Ⅱ-3-5-1-2(16))において、顧客にとって理解しやすい記載とされているかを、留意点として明確化しています。</p>

5		<p>○ 保険業法施行令第45条によれば保険契約の申込みの撤回等を行うことができない場合にかかわらず、個別の「保険会社等」単位ですべてクーリング・オフの対象にする取扱いであれば、当該個別「保険会社等」では、上記場合であるか否かの確認や記録保持は不要であるという理解でよい。</p>	<p>○ 当該取扱いが徹底されている場合であれば、貴見のとおりです。</p>
6		<p>○ 外貨建て保険契約のクーリング・オフに応じる場合には、当該契約者に対し、保険料相当額を外貨建てにて返還（円転せず外貨にて返金）する手続を執ることでよい。</p>	<p>○ 受領した保険料の返還が原状回復義務の履行となりますので、円入金特約付きの外貨建て保険契約であれば円貨で、同特約がなければ外貨で返還する必要があります。</p>
7		<p>○ 意見募集の概要説明は、消費者に有利な点のみを強調し、保険業法施行令第45条第4号の新設によりクーリング・オフできる範囲を狭めるもの（又は保険業法施行規則第241条第3号等解釈上争いがあるところを消費者に不利に確定しようとするもの）であるという消費者に不利益となる重要な事項の説明が不十分であり、問題である。</p>	<p>○ 改正によってクーリング・オフが可能な範囲に縮小はないと考えます。</p>

<新保険業法施行令第45条関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1号イ(1)	<p>○ 販売目的を隠ぺいしたアポイント・セールス型販売は、顧客を欺いて商品の販売機会を創出するものであり、決して公正な販売方法とはいえず、勧誘を拒否する顧客の自由と保険商品の公正な競争を確保するため、特定商取引に関する法律第6条4項と同様に禁止すべきである。</p> <p>本規定によりクーリング・オフを認めたことが、逆に、このような販売方法を法令が是認するものであると解釈されるおそれがあり、このような規定を設けるのであれば、何らかの規制が必要である（特に、銀行による保険の窓口販売の全面解禁が間近に迫り、今後保険商品の販売競争は、より厳しくなると予測されることから、このような販売方法を禁止することが急務である。）。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、保険会社などが保険契約の締結又は保険募集を行うためのものであることを告げずに来訪を要請したことという要件を削除し、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上での申込みに関し、クーリング・オフをすることができないこととする修正を行いました。</p>
2	第1号イ(1)	<p>○ 消費者は金融機関等を未だ保険会社の営業所と認識していない現実があり、消費者にとっては、金融機関等が保険会社の営業所であること自体が、いわば不意打ちといえること、また、電話での来訪要請時にその目的を口頭で告げたか否かにより、クーリング・オフの適用・不適用を判断するとの規定は、いたずらに「言った、言わない」の紛議を引き起こすものとなることが自明であり、「保険契約の締結又は保険募集を行うためのものであることを告げずに」の部分は削除すべき。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのであることを明らかにした上で、申込みをしたか否かという客観的な要件に改めましたので、これらの要件に該当する事実があったかどうかの判断は、相当程度明確と考えます。また、その事実を立証する責任は、保険会社側が負うこととなります。</p>
3	第1号イ(1)	<p>○ 特定商取引法上のアポイントメントサービスにおいても販売目的を告げる程度が問題となっていること、また、営業所への来訪を要請する方法に限定がないことから、パンフレット等に小さい文字で「保険募集を行う場合があります」と記載した場合や、他商品のパンフレットの末尾に「このほか保険商品も多数取りそろえておりますので是非お越しく下さい」と記載した場合において、販売目的を告げたか否か紛議となるおそれがあることから、「保険募集を行うためのものであることを明確に告げずに」と修正すべき。</p>	<p>○ 同上</p>

4	第1号イ(1)	○ 勧誘時に「保険契約の締結または保険募集」の目的を消費者が確実に告げられたかどうかは、消費者がその内容を理解できていたかどうかも含め「言った、言わない」の水掛け論になることが多く問題解決が難しいため、「保険契約の締結又は保険募集を行うためのものであることを告げずに」の部分を「最初に、保険契約の締結または保険募集を行うためのものであることを明確に告げずに」というような限定的で明確な表現にすべき。	○ 同上
5	第1号イ(1)	○ 勧誘すると告げた保険と異なる保険の申込みをした場合はクーリング・オフの適用はないのか。	○ 要件を見直し、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該保険契約の申込みをした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことと修正しましたので、勧誘で告げられたか否かは、要件ではなくなりました。
6	第1号イ(1)	○ 別の主たる目的をことさら強調した上で、付随的に保険商品を勧誘すると告げた場合、あるいは、包括的に他の商品に含めて保険商品を勧誘すると告げた場合はクーリング・オフの適用はないのか。	○ 同上
7	第1号イ(1)	○ 本規定に該当するかどうかについては、立証責任の問題が生じると思うが、仮に、保険を勧誘する目的を告げたかどうか不明な場合に、クーリング・オフを認めないのであれば妥当でない。	○ ご指摘を踏まえ、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのであることを明らかにした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことと修正しました。保険会社側は、これらの場合に該当する事実を立証しない限り、クーリング・オフに必ずすべきこととなります。
8	第1号イ(2)	○ 24時間営業の保険代理店（コンビニエンスストア等）の場合、日付が変わりそうな深夜の時間帯に「保険契約の締結又は保険募集を行うためのものであることを告げ」られずに来訪を要請された顧客は、その日のうちに保険契約の申込が完了すればクーリング・オフ可能であるのに対し、わずかの差で午前零時を過ぎてしまい、申込完了が翌日となってしまった場合にはクーリング・オフできないこととなるため、「赴いた日に」は「赴いたときに」と修正すべき。	○ ご指摘を踏まえ、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのであることを明らかにした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことと修正しましたので、いつ申込みをしたかは要件ではなくなりました。

9	第1号イ(2)	○ 早朝に来訪の要請に応じた顧客が、いったん家に帰り、熟慮の上、深夜に自らの意思で再度営業所等に赴いて保険契約の申込みをした場合でもクーリング・オフが可能となるが、このようなケースにまでクーリング・オフを認める必要はないことから、「赴いた日に」は「赴いたときに」と修正すべき。	○ 同上
10	第1号イ・ロ(1)	○ 第1号イは、保険会社本体・保険代理店（保険仲立人を含む。）両方を想定しているが、同号ロは保険代理店（保険仲立人を含む。）のみを想定しているのか（「保険契約の締結」は保険契約の引受けを行う保険会社本体を想定し、「保険募集」は保険契約の販売のみを行う保険代理店（保険仲立人を含む。）を想定しているのか。）。	○ 申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、申込みをした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことに要件を一元化する修正を行いましたので、ご指摘に係る規定はなくなりました。
11	第1号イ・ロ(2)	○ 販売目的隠ぺい型アポイントメント・セールスや営業所等内における不招請勧誘について、クーリング・オフをすることができる場合を拡大するという点に関しては、賛成する。これらは、行政規制や刑事罰の対象として禁止すべきである。 また、日を改めさえすれば、繰り返しこのような勧誘を行ってもかまわないのは相当でなく、改正案の「当日」要件は撤廃すべきである。	○ ご指摘を踏まえ、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、申込みをした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことと修正し、クーリング・オフが可能な範囲を拡大しましたので、いつ申込みをしたかは要件ではなくなりました。
12	第1号ロ(1)	○ たまたま立ち寄った金融機関に置いてあるパンフレットを手にとったことをもって、募集に係る業務を目的と評価されるおそれがあり、目的の有無について紛議を招へいする元となることから、「申込者等が、専ら保険会社等の保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で」は、「保険申込の明確な意図を有した以外の目的で」との趣意の文言に修正すべき。	○ ご指摘を踏まえ、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、申込みをした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことと修正し、より客観的な要件に変更しました。

13	第1号口(1)	○ 消費者が主として他商品に関して赴いた場合であっても、付随的あるいは潜在的に保険募集に係る業務に関する目的があると判断され、クーリング・オフが否定されるのは不当であることから、「専ら保険会社等の保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で」を「専ら保険募集に係る業務に関する目的で営業所等に赴いた場合以外の場合」に変更すべき。	○ 同上
14	第1号口(1)	○ 保険商品のパンフレットなどを気軽に立ち寄って見たり、たまたま金融機関に預貯金などで行った際に目についた保険商品を問い合わせたりしたことが「募集に係る業務を目的」とみなされたりする可能性があるため、「保険募集に係る業務以外の業務に関する目的で」の部分は「保険契約の申込み以外の目的で」というような消費者の来店目的を限定する表現とすべき。	○ 同上
15	第1号口(1)	○ 訪問した目的に関する保険と異なる種類の保険の申込みをした場合にはクーリング・オフは認められないのか。	○ 申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該保険契約の申込みをした場合限り、クーリング・オフの適用がないことと修正したため、申込者等がその明らかにした保険契約と異なる種類の保険契約を申し込んだ場合は、本号の適用はなく、クーリング・オフが認められることとなります。
16	第1号口(1)	○ 「専ら」は、別の主たる目的があった場合で、付随的に保険商品のパンフレットも持ち帰ろうかと思っていた場合、あるいは、漠然と保険商品を含め包括的に他の商品のチラシを持ち帰ろうと考えていた場合も排除する趣旨であれば妥当でない。	○ 要件を見直し、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、申込みをした場合限り、クーリング・オフの適用がないこととする客観的要件に修正しましたので、ご指摘の各場合も、上記の要件に該当しない以上は、広くクーリング・オフが認められることとなります。

17	第1号口(1)	○ 本規定に該当するかどうかについては、立証責任の問題が生じると思うが、仮に、保険に関する目的で営業所に赴いたかどうか不明な場合に、クーリング・オフを認めないのであれば妥当でない。	○ 要件を見直し、申込者等があらかじめ日を通知して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、申込みをした場合に限り、クーリング・オフの適用がないことと修正しましたので、保険会社側は、これらの場合に該当する事実を立証しない限り、クーリング・オフに必ずべきこととなります。
18	第3号	○ 「方法を利用して」を「方法により」と改正する趣旨如何。	○ 現行保険業法施行令第45条第3号の「内閣府令で定める方法を利用して」という委任に基づくこと、現行保険業法施行規則第241条各号列举の方法には、申込み自体に係るもののほか、同条第3号のように振込みという関連手続を規定することができますが、同号を削除して規定の整理を行った結果、同条は申込み自体に係る方法のみを掲げることとなったため、これと委任が対応するように手当てしたものです。
19	第3号	○ 現行保険業法施行規則第241条第3号の「払込みによる方法」を利用した申込みに、申込み後行われる払込みを含むとの解釈の余地を暗に認める趣旨の改正であれば、反対である。	○ 保険業法施行令第45条に新第4号を設けて、従来の規定の趣旨の範囲内でその明確化を行うこととしたものです。
20	第3号	○ 「方法を利用して」は自発的能動的な申込みに限られると解釈されているところ、「方法により」は受身であってもクーリング・オフの権利を消失させる趣旨でないかと懸念されるため、改正には反対である。	○ 改正前後を通じ、保険業法施行規則第241条各号は、いずれも自発的に行われる場合を列举したものです。
21	第3号	○ 保険募集人などが顧客の居宅・職場などに赴いて勧誘し、その場で本号所定の申込みをさせた場合にもクーリング・オフの適用除外となる規定となっているが、このような場合は、顧客の自発的・能動的な意思があったと認めることは困難であり、自宅で契約締結した場合と何ら実態に違いはないことから、明示的に除外すべきである。	○ 保険募集人等の訪問を受けて申込みの手続がされた場合については、顧客の自発的・能動的な意思の状態について様々なケースが考えられることから、事案ごとに個別に判断することが適当と考えます。

22	第1号～第3号	<p>○ クーリング・オフが契約者の重要な権利であることを考えると、できるだけ権利行使できる場面を増やすとともに、権利行使できるかどうか分かりやすくする必要はある。保険業法第309条第1項第6号の規定を受けた同法施行令は、契約者も権利行使の制限は少なく、権利行使の要件は分かりやすくという要請に立てば、第1号から第3号までを削除すべき。いたずらにクーリング・オフができるかどうかの場合分けを詳しくすることは、業者にとって利益にはなるかもしれないが、契約者にとっては、せつかくのクーリング・オフを行使する機会を逃がしてしまう危険性が高く、不利益になるだけである。</p>	<p>○ 保険契約の性質やその申込みの状況等により、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められる場合等の一定の場合をクーリング・オフの対象から除外することも、合理性あるものと考えます。権利行使の要件を分かりやすくするという観点から、本条第1号の要件について、申込者等があらかじめ日を通して訪問し、かつ、自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした場合に限り、クーリング・オフの適用がないこととする修正を行いました。</p>
23	第4号	<p>○ 今回の施行令等の見直しは、改正消費者契約法下における訴権適格消費者団体を目指し設立された消費者団体からの申入れに端を発したものと推察するが、当該NPO法人与事業者団体の協議において、事業者団体も口座振込みまたはその委託をした場合にクーリング・オフができなくなるについて「課題がある」と述べているところ、当該事業者団体の監督官庁が今回改正によって事業者団体以上に消費者に不利益を課すことによって事業者の利益を擁護し、現行の取扱いを行政立法により追認することは、消費者団体訴訟制度の実効性を大きく損うものであり、看過できないものである。</p>	<p>○ ご指摘の団体と事業者団体との協議の内容等については、その詳細を把握する立場にないので、コメントは差し控えさせていただきます。</p>

24	第4号	<p>○ 保険料が口座へ払い込まれた場合にクーリング・オフ権が失われるというような取扱いを新設することは、保険契約についてクーリング・オフ制度を設けた保険業法第309条の趣旨を逸脱している。</p> <p>保険業法第309条第1項第6号は、「申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合」でなければ、クーリング・オフ権の行使ができなくなることはないことを法定して、政令への委任の範囲を消費者保護に欠けるおそれがないと認められる範囲に限定しているところ、今般提案されている保険業法施行令第45条第4号（新設）は、明らかに「申込者等の保護に欠けるおそれがある」条文であって、法律による委任の範囲を逸脱するものとして違法無効なものである。</p>	<p>○ 本号（新設）の適用がない場合を拡大し、振込みの依頼（ATM等の機器使用による依頼の場合を含む。）先が当該保険契約の相手方又は保険募集を行った者に当たるときは、クーリング・オフは可能と修正しました。これにより、あえてそれ以外の者に振込みを依頼した場合でない限りクーリング・オフに必ずべきことになるため、「申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるもの」に該当すると考えます。</p>
25	第4号	<p>○ 金融庁の提案する改正案によると、例えば、契約申込書とともに振込依頼書が作成されたときには、①販売目的を隠して銀行店舗等に呼び出して勧誘した場合又は専ら保険募集以外の業務に関する目的で顧客が銀行店舗等に赴いた場合、②勧誘員が消費者の勤務先を訪問して勧誘した場合、③勧誘員が喫茶店等に消費者を呼び出して勧誘した場合、④勧誘員の自宅で消費者を勧誘した場合、などは、いずれもクーリング・オフはできなくなってしまうとの疑義が生じる。振込依頼書さえ作成すれば、容易にクーリング・オフ権を剥奪しうる仕組みを作り上げるように読めるのが、今回の金融庁の提案である。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、本号の適用に限定を加え、振込みの依頼先が当該保険契約の相手方又は保険募集を行った者に当たるときは、クーリング・オフは可能と修正しましたので、例示の①から④までの事例については、仮に振込依頼書が記載されて振込みの依頼がされても、その相手方がこの要件に該当する限り、いずれもクーリング・オフ可能となりました。</p>
26	第4号	<p>○ 保険業法施行令第45条第1号によりクーリング・オフが可能とされる形態で申込みをした場合において、後日、再度銀行を訪れて口座振込みをしたときには、その時点からクーリング・オフの対象外となってしまうとも考えられるが、問題ではないか。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、振込みの依頼（ATM等の機器使用による依頼の場合を含む。）の相手方が保険契約の相手方又は保険募集を行った者であるか否かの要件に修正しました。</p>

27	第4号	<p>○ ①保険契約におけるクーリング・オフが、特に第1回保険料相当額の支払後の契約解消が可能にすることを企図して立法されたものであること（商法第683条第1項、第653条対照）、②消費者は、8日間経過前においては、複雑な保険商品の理解不足と不招請勧誘の影響を脱しきれないまま、不安定な契約意思に基づき保険料の口座振込みに及ぶことが予想され、これを冷静に熟慮がなされた結果としての追認行為とみなすことはできないこと、③代金を支払ったらクーリング・オフができないという立法例は見当たらないことからすれば、消費者が自ら保険料を保険会社の預貯金口座に振り込んだ場合であっても、なお保険契約のクーリング・オフは可能とするべきである。</p> <p>そこで、保険業法施行令第45条第4号は新設しないものとし、もって、振込みによって保険料を払い込み又はその委託をしても、クーリング・オフ権を喪失することはないことを、法文上明確に表現すべきである。</p>	○ 同上
28	第4号	<p>○ クーリング・オフの趣旨に沿って再度考慮できるよう、居宅以外で銀行員、保険外交員等に振込み委託した場合でもクーリング・オフの対象とすべき。</p>	○ 同上

29	第4号	<p>○ 預貯金口座への振込みまたは振込みの委託は日常的に頻繁に行う決済手段であり、代金支払いの一手段に過ぎないことは明白であるところ、本規定は、あたかも、預金口座に振込み又は振込みの委託をすることを、申込者の冷静な熟慮がなされた結果の行為と評価しているが、これは振込みに対する消費者の認識・実態から正しいとはいえない。</p> <p>また、支払方法と契約意思の熟慮の程度とは全く関係ないところ、同じ場面で募集人に現金で保険料を支払った場合はクーリング・オフ権が確保されるのに対し、たまたま振込みの手続を行った場合は当該権利が確保されないことは、明らかにバランスを欠いている。</p> <p>このような規定を設けることは、消費者には理解しにくく、混乱のもととなることから、第4号の新設には反対である。</p>	○ 同上
30	第4号	<p>○ 現行保険業法施行令第45条第3号が内閣府令に委任しているのは、保険契約の申込みに利用した方法を定めることであり、現行保険業法施行規則第241条第3号に申込後の保険料の支払があった場合を含めてクーリング・オフの対象外と理解することはおよそ不可能である。よって、同号を同施行令第45条に組み込んで、従来の取扱いを正当化することは困難である。仮に、同規則に「方法を利用して」と規定されていることをもって、払込みを申込みを含むとしたとしても、それを理由に上位規範である同施行令を解釈することは理論的に誤っている。</p>	○ 保険料の振込みによってクーリング・オフができなくなる場合に限定を加え、振込みの依頼（ATM等の機器使用による依頼の場合を含む。）先が当該保険契約の相手方又は保険募集を行った者に当たるときは、クーリング・オフは可能と修正することとしましたが、内閣府令を改正してこのような限定を加えることは、現行保険業法施行令の委任の範囲を超えるため、政令改正により対応することとしました。

<新保険業法施行規則第11条第3号の2関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		○ 分かりやすい説明文の記載を義務付けるべきである。	○ クーリング・オフや解約と解約返戻金の有無等については、保険会社向けの総合的な監督指針において「注意喚起情報」の主な記載項目とされています（Ⅱ-3-3-2(2)、Ⅱ-3-3-6(2)）。 なお、「注意喚起情報」の記載に当たっては、保険会社向けの総合的な監督指針（Ⅱ-3-5-1-2(16)）において、顧客にとって理解しやすい記載とされているかを、留意点として明確化しています。
2		○ 従来、特別勘定を設ける保険契約については、その約款の中で本制度を導入している保険があり、それを拡充して保険業法施行規則に規定することは賛成である。	○ 貴重なご意見として承りました。
3		○ 主として運用リスクを消費者が負う投資型保険商品に新たな特定早期解約制度が設けられているが、あと一歩進めて、投資型保険商品については店舗・非店舗申込みを問わずクーリング・オフの対象とすべきである。	○ 改正全体の見直しを行ったことにより、営業所等の申込みの場合もそれ以外の申込みの場合も、クーリング・オフが可能な場合が大きく拡大したものと考えます。
4		○ ただし書前段については、保険会社において、保険業法第309条第1項第2号から第5号までに掲げる場合又は新保険業法施行令第45条第5号から第8号までに掲げる場合のいずれかに該当するためにクーリング・オフの対象外としている場合には、形式的には同条第1号から第4号のいずれかに該当しているときであっても、事業方法書において特定早期解約を定める必要がないという理解でよいか（例えば、保険期間1年の外貨建て損害保険について、保険料が口座振込みで払い込まれた場合）。	○ 貴見のとおりです。
5		○ ただし書後段については、当該商品について、新保険業法施行令第1号から第4号までのいずれに該当する場合についてもクーリング・オフの対象としていることが事業方法書の上で定められている場合に限り、特定早期解約についての定めをしなくてもよいという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。

6		○ 「これに近接した日」とは、どういった日を想定しているのか。	○ 最も早い日として、保険期間の開始日とすることも可能です。
---	--	---------------------------------	--------------------------------

<新保険業法施行規則第53条の12関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		○ 本条項は、申込みの撤回や解除に応じなければならない場合であっても、事業方法書に特定早期解約を行うことができる旨の規定がある以上は、適用があるという理解でよいか。	○ 貴見のとおりです。
2		○ 例えば、特定早期解約を行うことができる場合を、新保険業法施行令第45条第1号から第4号までのいずれかに該当するために申込みの撤回等を行うことができないものに限定することは可能か（可能であるとする、申込みの撤回等の申出を受けても、特定早期解約を行うか否かの意思を確認する必要がないというケースも生じ得る。）。	○ ご指摘の限定を行うことは可能ですが、申込者等の真意を尊重するという観点から、新保険業法施行規則第53条の12が規定する場合には、特定早期解約を行うか否かの意思確認は必要です。
3		○ 特定早期解約を適用する保険契約について、特定早期解約期間内に、顧客よりクーリング・オフの申込みに係る書面を受領した場合の顧客の意思を確認するための措置の内容は、書面の送付・電磁的方法など保存可能な形態である必要があるか。	○ 確認の方法は、電話や口頭で足りませんが、確認した内容については、貴見のとおり、一定の期間保存可能なもので管理する必要があります。

<新保険業法施行規則第241条第3号関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1		○ 保険業法施行令第45条第4号の新設を条件とするものであれば反対である。	○ 保険業法施行令第45条第4号（新設）につき、振込みの依頼（ATM等の機器使用による依頼の場合を含む。）先が当該保険契約の相手方又は保険募集を行った者に当たるときは、クーリング・オフは可能と修正しましたので、あえてそれ以外の者に振込みを依頼した場合でない限りクーリング・オフに必ずべきことになりました。

(今回改正していない部分)

<保険業法第309条第1項関係>

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1号	○ マルチ商法や内職商法が販売方法に限定されず、クーリング・オフの期間が20日間となっているのは、内容の複雑さゆえであるところ、保険の契約も複雑で消費者に理解しにくいものであることから、同じような観点で規制されるべきである。	○ 貴重なご意見として承りました。
2	第1号	○ 金融商品取引法においてクーリング・オフの適用対象とされる投資顧問契約は10日間のクーリング・オフが認められることに比較して、バランスが悪くなっており、改正を検討すべきである。	○ 同上
3	第1号～第5号	○ 保険は複雑かつ不透明であり、かつ、問題のある勧誘が行われやすい現状においては、第1号から第5号までの除外事由についても再検討が必要な項目があると考えます。	○ 同上
4	第4号	○ 保険の複雑さ、難解さという観点から見れば、保険期間1年以下の保険契約にも、クーリング・オフを適用すべきであり、第4号は削除すべき。	○ 損害保険契約や傷害保険契約がこれに該当することが多く、保険契約者保護の要請と保険契約の取引上の安定性の双方にかんがみ、1年以下の契約については除外することとしています。
5	第6号	○ 保険契約のように、高度に複雑で難解な契約においては、消費者保護の有用な制度として、店舗、非店舗の別なくクーリング・オフが制度化されるべきであり、第6号を削除することも含め、見直しを検討すべきである。	○ 貴重なご意見として承りました。

<新保険業法施行令第45条関係>【第1号～第4号以外】

番号	関係条項	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第5号	<p>○ 保険募集の勧誘の実際は、保険募集人が勧誘対象者に申込書を作成させ、その日のうちに、あるいは近接した日に、指定の診査を受けさせるべく指定医の診療所等へ同行することが少なくないため、本号は削除するか、「ただし、保険会社等の役員、使用人若しくはこれらから委託を受けた者が、申込者に同行して、診査を受けさせた場合はこの限りではない」とのただし書を加えるべき。</p>	<p>○ 指定する医師の診査を受ける際の状況には、様々なものが考えられるので、保険募集人等が同行していたか否かを要件とすることは難しいと考えます。</p>
2	第7号	<p>○ 保険金を消費貸借や賃貸借契約の債務の担保とする場合について一律にクーリング・オフ適用除外としているが、消費者金融からの借入れと生命保険の組合せのように、申込者の保護に欠けるおそれがないとは言えない場合もあり、更に限定を加える必要がある。</p>	<p>○ 金銭消費貸借契約等の債務の履行を担保する保険契約については、一般に契約者の契約意思が明確であると考えられ、また、取引の安定性も考慮し、クーリング・オフの対象外としているところです。</p> <p>なお、ご指摘の消費者金融からの借入れと生命保険が組み合わされる場合には、改正貸金業法において、保険契約の内容を説明する書面を事前に交付することや、貸金業者は借り手の自殺による死亡を保険事故とする保険契約の締結が禁止されるなど、利用者保護のための規定が置かれているところです。</p>
3	第8号	<p>○ 一部変額年金の説明書には、増資の場合はクーリング・オフの対象とならないと記載されているが、転換におけるクーリング・オフ適用と同様、投資性のある保険の増資契約は、増資部分の新たな契約であるから、クーリング・オフの適用対象とすべきであり、新保険業法施行令第45条第8号の更改や更新に当たらない旨を明示する必要がある。</p>	<p>○ 既契約が存続する場合であれば、新保険業法施行令第45条第8号前段の更改又は更新には当たらないものの、同号後段の「内容の変更」に該当するものと考えます。</p>